

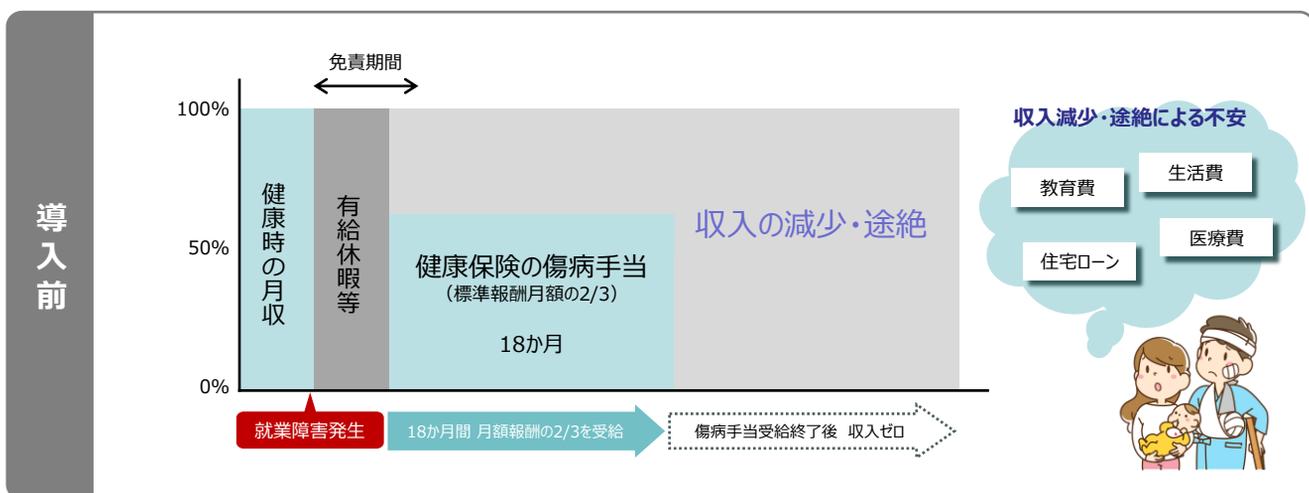
# 団体長期障害所得補償制度 (GLTD) について

フジトランスポートでは、安心して働ける職場環境の充実を目的として2023年10月1日より長期障害所得補償制度 (GLTD) を導入します。

病気やケガで長期間働けなくなった場合、最大18か月間は健康保険から給料の2/3相当が手当金として支払われますが、それ以降は重い障害でない限り、社会保険からの支給はありません。

この収入の減少・途絶への備えとして、**収入減少分の20%が支払われる制度**です (**最大定年年齢の65歳まで**)  
万一長期間に働けなくなった場合でも収入の下支えとなるため、ご家族の方にも安心していただけます。

## 補償イメージ



### 補償の一例

Aさんの場合  
■月額給与50万円

	有給休暇終了後～18か月間	傷病手当期間終了後～
傷病手当金	33.3万円 月収50万円×66.6%(2/3)	-
GLTD制度による補償	3.3万円 収入減少分16.7万円(50万円-33.3万円)×20%	10万円 収入減少分50万円×20%
1か月の受給額	約36.7万円	10万円